

林地開発に関する処分基準の制定及び審査基準の改正の骨子

1 趣 旨

近年、太陽光発電施設等の無許可設置や許可条件違反が増加し、災害や環境への影響が懸念されていることから森林法が改正され、罰則強化や違反者の公表制度が導入されました。また、大規模太陽光発電施設の許可基準等の見直しに関して、林野庁が技術的助言を改正し、都道府県知事に通知しました。

上記を踏まえ、県は、①「林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針（以下、「処分基準」とする）」を制定するとともに、②「静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項（以下、「審査基準」とする）」を改正します。

2 処分基準の制定内容

項 目	内 容
行政処分の基準	無許可開発、許可条件違反及び不正手段による許可取得のいずれかに該当するときに、 <u>中止命令、復旧命令及び許可の取消しを行う場合を規定</u>
行政処分の公表	行政処分を受けた者が正当な理由なく、命令に従わなかったときに <u>公表する情報を規定</u>

3 審査基準の主な改正内容

現行		改正（案）	
手 続 上 の 要 件	—	手 続 上 の 要 件	【資力及び信用があることを証する書類】 ・申請者が<u>他の林地開発行為において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認する（申請書に誓約書添付）</u>
審 査 基 準	—	審 査 基 準	【災害の防止】 ・<u>開発行為の施行中において、防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法を開発行為に関する計画書に記載</u> ・<u>開発行為の完了後も防災施設等の維持管理方法を上記と同様に計画書に記載</u> 【水害の防止】 ・<u>洪水調整池の維持管理方法も同様に計画書に記載</u> 【水の確保】 ・<u>貯水池の維持管理方法も同様に計画書に記載</u> 【環境の保全】 【太陽光発電を目的とする開発行為】 ・<u>残置森林等の面積の割合及び森林の配置等の見直し</u> 【開発行為に係る完了確認等】 ・<u>県が、計画書の内容どおりに設置されたことの確認を行うまでの間は、開発行為を行わない</u>

留意事項	—	留意事項	【開発行為の一体性】 【関係市町長の意見】 ・申請者は、<u>申請書の全部又は一部を、影響を受ける者へ提供することを同意する（申請書に同意書添付）</u> 【配慮事項】 ・<u>開発行為を避けるべき森林</u>として「<u>残置森林等</u>」を追記
------	---	------	--

4 施行期日

令和9年2月1日以降の申請からの適用を予定しています。